

○同行援護サービス費

	注 基礎研修 課程修了 者等により 行われる 場合	注 盲ろう者向 け通訳・介 助員により 行われる場 合	注 2人の同行 援護従業者 による場合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の場 合	注 盲ろう者に 対して盲ろ う者向け通 訳・介助員 が支援を行 う場合	注 障害支援 区分3に該 当する者の 場合	注 障害支援 区分4以上 に該当する 者の場合	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 喀痰吸引等 支援体制加 算
基本部分											
イ 30分未満 (184単位)											
ロ 30分以上1時間未満 (292単位)							特定事業所 加算(Ⅰ) +20/100				
ハ 1時間以上1時間30分未満 (421単位)							特定事業所 加算(Ⅱ) +10/100				
ニ 1時間30分以上2時間未満 (485単位)	×90/100	×90/100	×200/100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	+25/100	+20/100	特定事業所 加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	1回につき 100単位を加 算	1人1日当た り100単位を 加算	
ホ 2時間以上2時間30分未満 (548単位)						+40/100	特定事業所 加算(Ⅳ) +5/100				
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (611単位)											
ト 3時間以上 (674単位に30分を増すごとに+63単位)											
初回加算 (1月につき200単位を加算)											
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)											
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×302/1,000)										
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×220/1,000)										
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×122/1,000)										
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)										
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)										
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×41/1,000)											
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×148/1,000)										
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×115/1,000)										

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計